

## 愛媛県介護サービス情報指定調査機関指定要領

### (目的)

第1条 この要領は、本県の介護サービス情報の公表に関し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及びこれに基づく政省令による指定調査機関の指定要件及び指定手続き等を定めることを目的とする。

### (指定要件)

第2条 指定調査機関の指定の要件は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所の訪問調査は1名以上で行うこととし、調査を適切に行う能力を有し、次のアからエの要件を満たした調査員を常勤換算方法で2名以上確保していること。
  - ア 介護サービス事業に従事していないこと。
  - イ 知事または知事が指定する者が行う調査員養成研修を修了していること。
  - ウ 知事が作成する調査員名簿に登録され、又は登録される見込であること。
  - エ 調査員1名以上のうち1名は、調査対象サービスに関する知識を予め有する者であること。調査対象サービスに関する知識を予め有する者とは、1年以上の実務経験を有する介護支援専門員又は、50件以上の調査経験を有する調査員とする。
- (2) 介護サービスを現に提供する事業者(市町を除く。)の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が、当該法人の役員、構成員又は職員の総数の2分の1を超えて含まれていないこと。ただし、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織する場合はこの限りではない。
- (3) 調査事務手続き及び経理を処理するための担当者を配置していること。
- (4) 年間を通して調査を実施できる体制がとれること。
- (5) 厚生労働省令に規定する概ね全ての種類の介護サービスについて調査できる体制が確保されていること。
- (6) その他、法及びこれに基づく政省令で定める基準に適合していること。

### (指定の有効期間)

第3条 指定の有効期間は、3年間とする。ただし、知事が3年以内の期間を定めた場合においては、当該期間とする。

### (指定の申請)

第4条 指定調査機関として指定を受けようとする者は、指定調査機関指定申請書(別紙1)に次の書類を添付して、知事に申請するものとする。

- (1) 別紙1に係る様式1～6
  - (2) 別紙1に係る別添書類
- 2 法人申請中の団体が前項の申請を行う場合は、法人申請が受理されている旨の証明書を添付し、法人が認可され次第、必要な書類を提出するものとする。

(指定)

- 第5条 知事は、審査の結果、申請のあった者が指定調査機関として適当であると認める場合は、指定調査機関として指定し、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、指定調査機関の指定を行った場合は指定した者の名称、所在地、及び調査事務を行う事業所の所在地を公示するものとする。

(指定の更新)

- 第6条 指定調査機関は、第3条の指定の有効期間の満了の日の30日前までに、指定調査機関指定更新申請書(別紙2)に第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出し、更新の審査を受けるものとする。ただし第4条第1項各号に掲げる書類の内容に変更がないものについてはその旨を明記し、省略することができる。
- 2 知事は、指定調査機関の指定の更新をした場合は、その旨を公示するものとする。

(変更の届出)

- 第7条 指定調査機関は、法人の名称、法人の所在地又は調査事務を行う事務所の所在地に変更がある場合は2週間以内に、また、第4条又は第6条で規定する申請の際に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、指定調査機関変更届出書(別紙3)に必要な書類を添付して、知事に届け出るものとする。ただし、構成員の変更等軽微な変更を除く。
- 2 知事は、指定調査機関から、法人の名称、所在地又は調査事務を行う事務所の所在地に関する変更の届出があった場合は、当該事項を公示するものとする。

(休廃止の許可申請)

- 第8条 指定調査機関は、調査事務の全部または一部を休止または廃止しようとする場合は、その3か月前までに、指定調査機関休(廃)止許可申請書(別紙4)により、知事に申請するものとする。

(休廃止の許可)

- 第9条 知事は、審査の結果、指定調査機関の調査事務の全部または一部の休止または廃止を許可した場合は、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、指定調査機関の調査事務の全部または一部の休止または廃止を認めた場合は、公示するものとする。

(帳簿の備付け等)

- 第10条 指定調査機関は、調査事務に関する事項で厚生労働省令等で定めるものを記載した帳簿を備え、2年間保存しなければならない。

(指定調査機関情報の公開)

- 第11条 指定調査機関は、調査事務の運営内容の他、次の書類について、県が必要に応じ公表することを承諾するものとする。
- (1) 第4条に規定する指定調査機関指定申請書及び添付書類
- (2) 第6条乃至8条に規定する指定調査機関の更新等に関する届出書及び添付書類

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。